

令和5年度 高齢者の消費者被害防止フォーラム開催要領

1 目的

高齢者の消費者被害を防止するためには、日頃、高齢者と接している周囲の人が消費者トラブルに早い段階で気付き、その兆しを消費生活窓口につなぐことが重要です。

そのため、市町村における消費部門と福祉部門との連携強化を目的としたフォーラムを開催するものです。

2 対象

- (1) 消費者行政担当課職員
- (2) 消費生活相談員
- (3) 高齢者福祉担当課職員
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 地域包括支援センター職員
- (6) 民生委員・児童委員

3 開催日時及び会場

(1) 春日部会場

- ・日時 令和5年11月8日(水) 14:00～16:30
- ・場所 ふれあいキューブ春日部 ホールC (春日部市南1-1-7)
- ・定員 60名(先着順)

(2) 大宮会場

- ・日時 令和5年11月15日(水) 14:00～16:30
- ・場所 大宮ソニックシティ9F 906会議室(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
- ・定員 60名(先着順)

4 内容

- (1) 開 会・あいさつ
- (2) 講 義 地域の見守り力で防ごう！高齢者の消費者被害
講師 消費生活コンサルタント 豊島まき子 氏
- (3) 意見交換 これからの見守り活動に必要なこと
～Withコロナ下での見守り活動とは～
- (4) そ の 他 ○ 消費者被害防止サポーターの活動について
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
○ 消費者安全確保地域協議会と福祉ネットワークの連携
県消費生活課
- (6) 閉 会

5 留意事項

- ※ 当日の体調がすぐれない(37.5℃以上の発熱・風邪等)場合は参加をお控えください。
マスクの着用、アルコール消毒等は任意です。
- ※ 参加決定通知の発送はありません。定員超過の際は、受付に漏れた方の方に御連絡をいたします。
- ※ 新型コロナウイルスの感染状況により、内容の変更や中止とさせていただく場合もあります。
中止の場合は御連絡いたします。